

「2026年度 延世大学校グローバル創意融合大学国語国文学科との交換留学」に関する誓約書

同志社大学 グローバル地域文化学部長 様

私は、延世大学校グローバル創意融合大学国語国文学科と同志社大学グローバル地域文化学部との学生交換協定により留学（以下、「学部間協定制度での留学」という）するにあたり、次の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、学部間協定制度での留学の資格を取り消されること、同志社大学のサポートが受けられなくなることに承諾し、異議を申し立てません。

1. 学部間協定制度での留学候補者決定後は同志社大学（以下、本学という）が正当と認める理由以外による辞退はできないので、十分理解のうえ出願すること。
2. 学部間協定制度での留学の趣旨を十分理解し、留学先大学にて学業に精励すること。
3. 学部間協定制度での留学に必要な諸手続き（留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポートの取得、費用の支払い等）は事前に十分確認し、自らの責任において遅滞なく行うこと。
4. 学部間協定制度での留学期間中は留学先大学の学年暦に従い、本学が認めた派遣留学期間を遵守すること。特別な事由により留学を継続することに支障が生じた場合は、速やかにグローバル地域文化学部事務室に相談すること。
5. 留学先大学の休暇期間中に旅行等の理由により留学先大学を離れる場合は、グローバル地域文化学部事務室および留学先大学の該当部署に届け出ること。
6. 留学先大学が所在する国（地域）の治安・状況によっては、本学が派遣中止または帰国勧告等を決定することがある。これらの事態等が生じる可能性を理解し、本学の指示に速やかに従うこと。また、これらの事態により発生する損害・負担について本学に一切請求を行わないこと。
7. 学部間協定制度での留学期間中は、本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また、学部間協定による留学期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害について、本学に一切責任を問わないこと。
8. 学部間協定制度での留学期間中は、滞在国の法令、本学の学則等諸規則を遵守するとともに、留学先大学の定める規則、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
9. 学部間協定制度での留学期間中は、車の運転を行わないこと。
10. 学部間協定制度での留学に際して、出発から帰国までの期間をカバーする海外留学保険へ加入すること。また留学先大学指定の健康保険等がある場合には加入すること。
11. 危機管理会社のアシスタンスサービスを利用した際、危機管理会社へ提供した疾病やトラブルに関連する個人情報について、本学や危機管理の関係者に共有・利用されることに同意すること。
12. 学部間協定制度での留学期間中は、グローバル地域文化学部事務室への現地到着報告、近況報告等を行い、帰国後は速やかに指定された報告書・アンケート等を提出すること。
13. 学部間協定制度での留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のために、本学へ届け出た学生本人および保証人の個人情報を本学が利用することに同意すること。
14. 学部間協定制度での留学に必要な諸手続き、学生の安全確保、学部間協定制度での留学中の学修状況確認等のために、留学先大学が取得した学業成績や学部間協定制度での留学中の生活情報等の個人情報を本学に提供することに同意すること。また、これらの情報を必要に応じてグローバル地域文化学部、グローバル地域文化学部事務室、留学先大学が共有することに同意すること。
15. 学部間協定制度での留学期間外の行動に関しては、事前語学研修等も含め、自己責任で行動すること。
16. 本学の制度で参加するため後輩への情報提供・本学の広報・国際交流の活性化に積極的に協力すること。
(写真提供、報告会での発表など)

上記誓約事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

学部	学科
学生 I D	学生氏名
	学生署名
	印

学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名
(学生との関係:)
保証人署名
印

以 上